

2018. 1
通巻 第141号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



森林公園ゆらぎの森

contents

あいさつ 愛媛県社会保険労務士会会長 1
全国社会保険労務士会連合会会長 2
四国厚生支局長 3
愛媛労働局長 4
日本年金機構理事長 5

理事会だより 6
新入会員紹介 18
社会保険労務士倫理綱領 19



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会 長 横 本 恭 弘

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

また、会員の皆さまにおかれましては、平素より愛媛県社会保険労務士会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年は社会保険労務士制度創設50周年という大きな節目を迎え記念すべき年になります。「働き方改革」が政府の施策の大きな柱として進められており、全国社会保険労務士会連合会では昨年の理事会で、「働き方改革」に関する政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行うことなどを採択いたしました。「働き方改革」の内容は、まさに私ども社労士が日頃から取り組んでいる労務管理にかかわるものがほとんどですから、労務管理の専門家として期待に応えることができるものと考えております。

また、社労士制度は50周年から先も続き、その時々々の社会情勢や国の政策によって対応が必要な課題も次々と変化していきますから、軸がぶれないよう、50周年から先の方向性、そして考え方を今のうちからきちんと整理しておく必要があると思っております。この方向性の基盤になる考え方は、全国社会保険労務士会連合会の大西会長が言われています「人を大切にする企業づくり」の支援と、「人を大切にする社会」の実現を目指すことだと思っています。

「人を大切にする」というキーワードの具体的な事業として、「働き方改革の支援」、「両立支援（病気、育児、介護）の推進」、「医療、介護、建設、保育業の分野における業務拡大」等々が考えられ、全国社会保険労務士会連合会との連携を図りながら事業を推進してまいります。

社会保険労務士制度創設50周年を迎えるにあたり、社会保険労務士法により制度を定める目的は、社労士の業務の適正化を図ることですが、究極の目的は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することです。社会保険労務士法は、社労士が果たす社会的役割の重要性に鑑み、資格付与の条件、業務の内容、職業上の権利義務を明らかにするとともに、社労士の資質の向上、業務の改善等を目的とされています。また、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行う」ということも節目の年にあたり、会員の皆様と今一度共有しておきたいと思います。

愛媛会の50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」の最終年です。ビジョン実現のために会員の皆様のより一層のご支援ご協力を賜りながら各事業に取り組んでまいります。

結びになりますが、皆様方のご多幸とご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、九州北部での記録的豪雨による洪水災害をはじめ、各地において台風による風水害が発生しました。また、東日本大震災等においては、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年は、社労士制度創設50周年を迎えますが、未来に向けた第一歩を踏み出す記念すべき年でもあります。社労士制度は、戦後の高度経済成長期に、複雑化する労働社会保険諸法令の諸手続き及び労務管理の相談指導の業務を通じて、事業主の責任と義務並びに働く人たちとその家族の権利と義務について役割を果たす国家資格者の制度として創設されました。以後、8回にわたる法改正を実現し、今日、このように制度の発展を遂げることができたのです。そして、会員の皆様のご尽力により、労働社会保険諸法令に関する専門家として、国民から信頼を得て社会的地位を高めることができました。

政府は一億総活躍プラン及び働き方改革の柱に女性、高齢者、障害者等が積極的に働くことのできる環境づくり、長時間労働の抑制、育児、介護、病気の治療との両立支援など多岐にわたる施策を掲げています。これを受けて、連合会では、昨年6月5日の理事会において、働き方改革に関する政府等関係各機関からの協力要請に迅速に対応し、国民の利便性向上を図るべく積極的に情報発信を行うなど、労働環境の改善に寄与する取組みを進めることを旨とする「働き方改革支援宣言」を採択し、その具体的な取組みとして「労務診断ドック」を展開いたしました。働き方改革の内容は、まさに私ども社労士が日頃から取り組んでいる労務管理にかかわるものであり、労務管理の専門家として期待に応えることができるものと考えております。

連合会では、この大きな節目の年を迎えるにあたり、今一度、制度の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」を図り、未来に向かって、国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業」づくりの支援と、「人を大切にする社会」の実現を目指して、都道府県会並びに全国4万人の会員の皆様と一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

そのため、連合会では制度創設50周年の記念事業はもとより、引き続き社労士の業域確保・拡大を図るための施策を講ずるとともに、社会貢献、広報及び国際化等全ての事業において、50周年そしてその先の制度発展を実現するための礎となる事業を展開してまいります。

皆様方におかれましては、ますますのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、本年が皆様にとりまして実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

四 国 厚 生 支 局 長
鯨 井 佳 則

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

この度、社会保険労務士制度が創設50周年の節目を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

また、愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国では、少子高齢化の進展など国民生活の在り方が変化する中、公的年金制度をはじめとする社会保障制度を守り、進化させ、次の世代に受け継いでいくことが益々重要となっています。

とりわけ公的年金制度は、社会保障給付費約120兆円の5割弱を占め、老後の所得保障や万一の場合の備えとして、国民生活の支えとなっているところです。

昨年8月の年金受給資格期間短縮の施行や、今後マイナンバーを活用した情報連携及び年金生活者支援給付金の実施など、社会保険労務士の皆様においても密接に関わる課題が控えています。

これらの課題に対応していくため、引き続き、地域住民に寄り添ってこられた社会保険労務士の皆様方のご支援・ご協力をいただきながら、制度の運営に当たることが大切と考えています。

私ども四国厚生支局といたしましても、「地域に根差した厚生支局」をモットーに、医療、福祉、介護の分野では、支局内の体制を拡充し、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところです。

さらに、地域年金展開事業などの取組みによる国民年金保険料納付率の向上に向け、引き続き、日本年金機構と協力しながら、施策の充実強化を図ってまいります。

また、年金記録の訂正請求にかかる業務につきましても、会員の皆様のご協力により、円滑に遂行できており、改めてお礼申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い致します。

最後に、社会保険労務士制度創設50周年という新しい年を迎えられ、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年 頭 所 感

厚生労働省 愛媛労働局長
濱 本 和 孝

あけましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、政府は、一億総活躍社会の実現に向けて、「働き方改革」をその最大のチャレンジと位置付け、「働き方改革実行計画」に盛り込まれた対策を推進しておりますが、愛媛労働局でも、地域の総合的な労働行政機関として、全ての人が活躍できる社会の実現に向けて、総合的・効果的に各種施策に取り組んでいるところです。

最近の県内の雇用失業情勢は、昨年10月には有効求人倍率が過去最高の1.59倍、正社員求人倍率も過去最高の1.16倍となるなど、高水準を維持して改善が進む一方で、人材不足の状況が強まっており、ハローワークでのより効果的なマッチングを推進して人材確保策を講じるとともに、非正規労働者の正社員転換や待遇改善を図り、働く人一人ひとりが能力を発揮できるような環境整備に取り組んでまいります。

また、過重労働による健康障害を防止するために、引き続き長時間労働の是正や、割増賃金の適正支払いなど法定労働条件の履行確保に向けた指導などに的確に取り組みますとともに、ここ2年連続で増加傾向にある労働災害の大幅な減少を最重点課題とし、愛媛県地域両立支援推進チームを通じて、病気の治療と仕事の両立支援を推進するなど、平成30年度からの第13次労働災害防止計画に基づき、誰もが安心して健康で働ける社会の実現を目指して全力で取り組みます。

これら「働き方改革」を実効あるものとするためには、それを受け入れる企業の風土づくりが重要と考えます。まずは経営者の方々に率先して意識改革を進めていただけるよう、きめ細かい周知啓発に努めてまいりますので、経営者により近く、労務管理に関する専門家である皆様方には是非ともお力添えをお願いいたします。併せて、改正職業安定法の施行により、求人情報の適正化等のため、求人等の労働条件明示義務の強化、職業紹介事業者の実績公表義務等が新設されましたので、その周知にもご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本年12月には社会保険労務士制度が創設されてから記念すべき50周年を迎えます。これまで地域企業の健全な発展と労働者福祉の向上に貢献された貴会並びに会員の皆様方のご尽力に、改めて感謝申し上げますとともに、心から敬意を表します。今後の社会保険労務士制度の拡充・発展と、貴会並びに会員の皆様方の、益々のご繁栄、ご健勝を祈念申し上げまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本年金機構

理 事 長 水 島 藤一郎

新年おめでとうございます。貴会会員の皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様方には日頃より日本年金機構の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、昨年9月に公表しました振替加算の未払い事案につきましては、多大なご心配とご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。未払いとなっているお客さまの権利回復を何より優先して進める一方で、誤りが起きた原因や背景を徹底的に調査し、二度とこのようなことが発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

さて、当機構では、組織等の構造的な諸問題を抜本的に解決するため、「日本年金機構再生プロジェクト」を立ち上げ、組織改革、人事改革、業務改革及び情報開示・共有を柱とする71項目にわたる改革に取り組んでいます。

この再生プロジェクトは「自ら考え、自ら改革する」そして「現場重点主義」をコンセプトに、平成28年度からの3年間を集中取組期間と位置づけ、初年度は第一段階の「形をつくる」工程として、組織再編、ルールの見直し、仕組みの創設などを実行してまいりました。

平成29年度は、プロジェクトの第二段階「中身を入れる」工程として、それぞれの改革を着実に進めつつ、お客様や現場の意見を踏まえ必要な軌道修正を図り、より現場・本部に改革を浸透・定着させる取り組みを行ってまいりました。

そして平成30年度の最終段階である「機能を完成させる」工程へつなげ、お客様接点である現場を中心に基幹業務へより注力できる体制を整え、お客様から真にご信頼いただける組織への再生を果たしてまいりたいと考えています。

次に、会員の皆様に関わりの深い事項について、その取組状況等をご紹介します。

まず、昨年8月に施行された受給資格期間の短縮については、該当の方に年金請求書を事前にお送りし、これを提出していただくための勧奨や予約相談・休日相談などを実施し、昨年10月に約38万人の方々に年金をお支払いしました。

また、昨年12月から資格期間が10年に満たない方へ、お知らせハガキの送付を開始したところです。

次に、昨年11月にマイナンバーを利用した行政機関との情報連携を可能にする政令が閣議決定されました。当機構においても、本年3月からマイナンバーを利用した行政機関との情報連携を開始します。この情報連携の実施により、ご提出いただく証明書等の添付を省略できるなど、お客様には大きなメリットが生じるものと考えています。引き続き万全な情報セキュリティ対策を講じるとともに、必要なシステム開発等の準備を進めてまいります。

次に、厚生年金保険等の未加入事業所の適用促進については、国税庁の協力により法人事業所情報の提供を受け、効率的な加入指導を実施しているところです。事業所間の公平性や従業員の年金権の確保につながる重要な事項でありますので、今後も積極的な対応を行ってまいります。

また、昨年6月には「行政手続コスト」削減のための基本計画が策定され、今後、厚生労働省と連携のうえ、手続きのオンライン化の推進、組織を挙げた電子申請の利用促進等の取組みを進めてまいります。

日本年金機構は、本年も再生プロジェクト及び情報セキュリティ対策を着実に実行しつつ、基幹業務のさらなる推進を進めてまいり決意であります。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と、会員の皆様の一層のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

理事会だより**〔常任理事会〕**

※平成29年10月17日(火) 県会事務局会議室において、第83回常任理事会を開催した。

- 1 「労務診断ドック」及び「働き方改革取り組み宣言」の実施方法について
- 2 無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組についての周知及び協力要請
- 3 役員通算3期以上在任し、退任した者の表彰について

〔理事会〕

※平成29年11月28日(火) 県会事務局会議室において、第238回理事会を開催した。

- 1 「労務診断ドック」及び「働き方改革取り組み宣言」の実施方法について
- 2 無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組についての周知及び協力要請
- 3 「お仕事フェスタ2018」協賛並びに講師派遣について
- 4 第1回50周年記念事業実行委員会の協議結果について
- 5 各委員会・支部報告

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成29年11月20日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報1月号の編集について

〔財務委員会〕

※平成29年10月12日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成29年度上半期 予算執行状況
- 2 平成29年度財務委員会の運営について

〔事業委員会〕

※平成29年11月29日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 専門業務登録希望者の調査について
- 2 みんなの生活展2017・推進月間無料相談会アンケート結果について

支部だより**〔東予支部〕**

※平成29年11月17日(金) 平成29年度東予支部労働研修会を開催した。

場 所 レーイグラッツェふじ

内 容

- 1 給与計算時における正しい時間外労働の取り扱い方と正しい割増賃金の支払い方について
- 2 雇用保険業務におけるマイナンバーの取り扱いについて、及び電子申請の推進について
- 3 育児休業給付の拡充について

〔中予支部〕

※平成29年10月3日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 10月16日中予支部会、研修会の役割その他について
- 2 12月1日の厚生事業（忘年会）について

〔南予支部〕

※平成29年9月5日(火) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場 所 宇和島年金事務所、かどや駅前本店

内 容

- 1 宇和島年金事務所から事業説明及び南予支部への要望事項について
- 2 南予支部からの意見要望について

※平成29年10月3日(火) 南予支部役員会を開催した。

場 所 レストラン「ぢゅうぢゅう」

内 容

- 1 宇和島年金事務所との連絡会議の反省点について
- 2 厚生事業の内容について
- 3 年末懇親忘年会について

※平成29年10月17日(火) 南予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 八幡浜商工会議所

内 容

- 1 雇用関係助成金制度について
- 2 改正雇用保険法について
- 3 労災の交通事故災害と損害保険の関わりについて

平成29年度 第1回必須研修会に参加して

中予支部 坂 本 武



愛媛県社会保険労務士会会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。今回の研修の感想文の掲載が、新年1月号ということもあり、本題に入る前に、ご挨拶を兼ねて少しお話をさせていただければと思います。自分は、社労士登録が平成20年1月ということで、なんと丸10年が経過しました。こんなショボい人間ではありますが、愛媛県社会保険労務士会横本会長をはじめ、諸先輩先生方や関係者の方々からご指導ご鞭撻を頂きながら、何とかやってこれたことをありがたく思います。これからも、社労士として、また、社会人としてご指導ご鞭撻を頂きながら「笑門来福!」で、ちょっとちょっと頑張っていけたらいいなあと思いますので、よろしくお願いします!

では、本題に入ります。

平成29年11月22日水曜日10時30分より、ウェルピア伊予で、平成29年度第1回必須研修会が開催されました。講師は、杜若経営法律事務所の弁護士岸田鑑彦先生で、参加人数は、約150人でした。内容としては、「働き方改革時代の労務管理について考える」で、資料を参考にしながらの説明でした。昼食休憩を含めて16時00分までの5時間30分の研修でしたが、わかりやすく説明していただいたので、とても有意義な時間となりました。

講師の岸田先生の研修は、平成28年度の必須研修会に引き続いてということでしたが、正直自分に1年前の記憶がありません。ちゅうわけで、前年の復習を兼ねて話を聞く感じになりました。

ここ数年、世間では、働き方についての議論が行われていますが、結局、企業側・労働者側双方が、自分たちの都合のいい様に法律などを解釈してるため、対立するんですよね。まあ、企業側の対策としては、いろんなことを労働者側から主張されてもそれに反論できるだけの理論武装をすることが大事なんだと思います。もちろん、労働者側も、しっかりとした理由付けの下で主張できることは、主張した方がいいと思います。残業代・労働時間管理・労働災害・ハラスメント・安全配慮などいろいろありますが、お互いが、気遣いあって気分良く働いて、また、企業が円滑に経営できるよう努力しなければいけないと思います。そのなかで、第三者的な立場の社会保険労務士が、どう世間の役に立つことができるかを考えながら、活動しなければいけませんね。

それにしても、国が行った規制緩和の影響で、働き方が多様化していろんな問題が出てきてますが、当の国は、特に問題ないんですよね。そのあたり、国は、何を考えているんでしょうか。自分たちに影響がなければ、何をやってもいいんですかね。世間がどうなろうと、給料もボーナスも貰えますし、職を失うこともありません。私たち民間人は、この国の「マリオネット」なんかなあと個人的に疑問を持っています。といっても、自分にはどうすることもできませんが。

最後に、こういった研修などを通じて「学ぶこと」は、社会保険労務士であろうとなかろうとずっと続けないといけないことだと思います。亡き父も、生前に「生きてるうちは、一生勉強せないかなあ。」と、言っていました。まさにその通りです。ただ、あまりたくさんのことを学ぶとおなかいっぱいになって苦しくなるので、そのあたり適度にマイペースでということにしたいと思います。



平成29年度 労働安全衛生研修会に参加して

中予支部 白石 かおり

平成29年12月12日、ウェルピア伊予において平成29年度安全衛生研修会が開催されました。安全衛生法は労働条件を主として定める労働基準法と一体としての関係を持ちながら「労働者の心と身体」を守ることに直結した非常に重要な法律となっています。

まずご講義頂いたのは愛媛労働局労働基準部健康安全課より、労働衛生専門官の中野様です。様々なデータを提供していただき、分かりやすく解説くださいました。「働き方改革の取り組み～治療と仕事の両立支援」をテーマとしてのお話は、今後ますます加速するであろう超高齢化社会における課題に触れたものでした。

考えさせられたのは「愛媛県内での定期健康診断の受診率は50%程度であり、有所見率は二人に一人」というデータです。改めて健康診断は受けて終わりにせず、その後の対応が肝心だと思いました。特に継続して仕事を続けることが困難になりがちな病気である、がん・脳血管疾患等とはどのような向き合い方をするのか？現代では完治することも多くなってきた「がん」ですが、まだまだ治療と仕事の両立についての理解がある職場だと胸を張って言える企業はそう多くないのではないでしょうか？病気に対する理解や、治療のための休暇や精神的なケアなど、クリアしなければならない課題は多くあります。しかし、社内の制度的なことについては、社会保険労務士が積極的に関与して行くことができます。それによって一人でも多くの方が仕事を辞めることなく、スムーズに継続勤務ができる社会へと導いていけるのでは？とも感じました。



続いては労働安全コンサルタントの岡田様から建設現場の知識や労災事故への対応についての講義です。現場経験豊富な方ならではの、労災が起こる仕組みと労災を防止するツボどころについてわかりやすく解説下さいました。労災防止のためには職場での安全教育が不可欠であること。機械化が進んでいる中での機材への知識不足や、労働者同士の合図などの連絡系統が機能していない場合の危険性などに触れられました。

共通して伝えてくださったのは安全衛生法1条の精神の重要性です。少しでも「安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進」するお手伝いをしていければ、と感じた研修会でした。

みんなの生活展2017に参加して

中予支部 寺田 健五郎

今年も松山市(みんなの生活展連絡協議会)主催のみんなの生活展2017、10月14日(土)、15日(日)10:00~16:00が開催されました。

この生活展は、消費生活のあり方、環境への配慮、心身の健康について考え、市民、行政、事業者がお互い力を合わせこれからの問題に取り組み、「安全、安心に暮らせる社会」を実現することを目的に開催されております。

開催場所は、松山市大街道商店街1~2丁目、協力者として松山大街道商店街振興組合、大街道中央商店街振興組合、株式会社「まちづくり松山」があげられています。

今年のテーマは、「みんなの笑顔が広がるまちづくり~考えよう私たちにできること~」でした。

当愛媛県社会保険労務士会も大街道2丁目パチンコ店「大盛」前付近にブースを設置、14日午前10:00より愛媛県社会保険労務士会の旗を掲げ社労士等の広報、資料配布、年金・保険・労働相談業務を開始しました。

私の担当日は14日(土)午前9:30~13:00 上川先生、杉村先生、そして高齢者の寺田が担当しました。



当日土曜の午前中にもかかわらず我がブースを訪ね来る客は、スタンプラリー(各参加ブースを訪ねそこで訪問カードに押印を受け後日押印数により抽選で道後温泉入浴券や愛媛産「紅マドンナ」ゲットする)参加者が多く、深刻な年金・保険相談・労働相談等は無かったように思います。松山は平和で、穏やかでした。これは祭りなのだ!!! セッセとスタンプ押しました。

慌ただしい土曜日の午前の部も13時を期して終了、午後の担当社労士先生方と交代しました。

社労士月間無料相談会に参加して

中予支部 二 神 禎 彦



平成29年10月29日（日曜日）、フジグラン松山にて無料相談会が実施されました。今年の6月に登録させていただき新人の立場で戦力になるかどうか非常に不安を持ちながらも、自身の勉強や経験値を積むうえでも良い機会だと考え、参加させていただきました。

事業主というよりは、個人の方からの相談が主になるであろう、特に年金に関する相談が多いだろうと諸先生方からアドバイスいただき、特に年金関係に関する相談に対応できるよう準備をしておりました。一方で、今年の3月まで約3年間ハローワークの求人受付係として、求人票を起

点として労務管理に関する相談窓口対応をやっていたので、できれば労働に関する相談が回ってくるように、と淡い期待を持ちながらお客様をお待ちしておりました。

当日は台風が県内を通過していた時期だったかと記憶しております。また、対応時間帯が11:00～14:00とあって、お客様の出足もさほど多くなかったようでしたが、それでも11時の開始を受けて、早速お客様からの相談がありました。労働に関するトラブルに対する相談（労働審判制度に係るご案内など）や、やはり年金関係（障害年金受給者ご本人ではなくその親御さんからの、本人確認に関するご相談や、65歳以後の在職老齢年金に関する相談など）に関する相談が多かったです。

自身も1件だけではありますが、日野先生や吉岡先生のサポートをいただきながら、対応を担当しました。相談内容としては、60歳の定年を迎えてからの再雇用における労働条件の変更（賃金形態に関する変更や賃金の低下）に関するお悩み・疑問を持たれたお客様でした。最終的には、会社側から提示された労働条件の変更に対して、「私だけ他の人と違うのはなぜ？」といった類のお悩みも、合理的な理由によるもので説明がつくということをご説明し、納得いただきました。

それ以外は日野先生や吉岡先生が対応されている内容を横で聞いてメモを取ったりするなどの勉強の面が強い対応内容に終始していました。その中で感じたのは、やはり「社会保険労務士」に相談したいと来てくださっているお客様が抱える悩みや相談の内容に対して、その本質・論点をいかに迅速にとらえて、いかに的確な回答やご提案を、誠意をもって丁寧に示すことができるか、ということが重要だということ（もちろん、慎重に検討を要すべき事項などであれば持ち帰り確認してすることも必要ですが）。同時に経験知識とともに圧倒的に不足していることも痛感しています。

なお、窓口対応にいらっしやっただお客様に対して行った利用後のアンケートでは、「今回の相談会にて社会保険労務士に相談して良かった」「今後も利用したい」などという、概ね満足の高い内容のご回答を頂きました。

せっかく頂いた今回の経験を踏まえ（反省がほとんどですが）、日々業務に精進して、一日でも早く専門家として立ち回っていけるようにしなければならぬと感じました。

このような機会をいただき、ありがとうございました。

社会保険労務士制度推進月間無料相談会

東予支部 檜 垣 昌 恵

毎年10月は「社会保険労務士制度推進月間」の一環として労働および社会保険に関する無料相談会が行われます。

今年は10月29日(日)に県内5会場で開催され、私は、フジグラン今治で対応いたしました。当日は台風の接近に伴うあいにくの雨模様で客足を心配しましたが、想像以上に来客がありました。会場ではよさこい踊りやゆるキャラのイベントがあり、少々大きすぎるBGMの中、相談会が始まりました。

お客様からよくわかるようにと、のぼりの設置にも工夫を凝らした甲斐あって、買い物帰りに足を止めてくださる方もいらっしやいました。

相談内容は、年金に関するものが多かったように思います。年金請求の方法など身近なものだけどよくわからないという声が聞かれました。また、労働についての相談もあり、普段、疑問に思っていたことなど、気軽に相談していただける機会になったのではないかと思います。

社会保険労務士は、まだまだ認知度が低いようですので、こういった相談会が皆様に知っていただく良い機会になれば良いなと思います。

初参加ということもあり、はじめは緊張しましたが、ベテランの先生方にアドバイスをいただきながら、無事に終えることができました。ありがとうございました。



み け よ
か に 欄

Enjoyテニス

東予支部 宮 内 省 三

県会の会員の中には、ゴルフや野球・ソフトボール・マラソン等、スポーツを趣味やライフワークとして活動されている方が多いと思われますが、今回は私の趣味であるテニスについて紹介させていただきます。

私とテニスとの出会いは古く中学生時代に遡ります。当時、通っていた中学校では私が希望していた野球部が無く、サッカーやバレーボール・テニスなどのクラブ活動が盛んでした。その中で先輩や同級生の勧めもあり軟式庭球部に入部したのがきっかけでした。当時、テニスは現天皇陛下が皇太子時代に美智子様と軽井沢でテニスをされていたのを、テレビ報道などで紹介した影響もあってか人気があり、紳士のスポーツとして位置づけられていました。しかし生意気だった私は練習試合中に、調子に乗って口笛を吹きながらサーブをするという、とても恥ずかしいマナー違反をして、顧問の先生や先輩に激しく叱責された苦い経験がありました。今では懐かしい思い出となっています。

その後、暫くブランクがありましたが、以前勤めていた会社で硬式テニスサークルの同好会を作り、国体出場経験のある選手や実業団で活躍した人も入会して、そうした人の指導を受けて硬式に馴染んでいき、活動を活発化させていきました。軟式と硬式の違いは、テニス経験者なら分かると思いますが、硬式球は硬く重たいため、ラケットのグリップをしっかり持たないと弾かれたりします。また、バックで打ち返す時にも硬式の場合は、反対の面で打つので、最初は戸惑うのではないのでしょうか？

現在、私のプレイスタイルはエンジョイテニスです。以前勤めていた会社の仲間と今でも交流を温め、少人数（40歳代から70歳代まで7人）ながら和気あいあいとプレイを楽しんでいます。ホームコートは西条市の市民公園内にあるオムニコート（砂入人工芝）4面で、利用料は1時間200円（実際は65歳以上が半数いるため100円）です。おそらく愛媛県の自治体でも最も安いのではないのでしょうか。また、楽しみの一つとして毎年、春と秋に合宿をしております。休暇村を中心に私が場所の選定と企画を考えております。写真は10月24・25日に淡路島の南あわじ国民休暇村に行った時のものです。

休暇村は料金も比較的にリーズナブルで、料理も美味しく温泉もあり、近くにはテニスコートもあることが多く重宝します。

スポーツの利点としては、健康の保持やストレス解消にも役立つと思いますので、皆様方も何か興味のある物にチャレンジしてみては如何でしょうか。



フレッシュ会員広場

「社会保険労務士」になって良かった

東予支部 川 田 秋 雄



2017年のノーベル物理学賞は、2つのブラックホールが衝突合体した際に発生する「重力波」の観測に成功したアメリカの研究者に決まった。この「重力波」について、数十年前の、ほとんどの授業を欠席していた不真面目な学生時代、中性子星の連星により、その存在が確かめられたというニュースが世を賑わし、急遽開催された相対論の先生の特別講義を勇んで聴講した記憶がある。

あれから「卒業できてない!」と夢でうろたえるほどの勉強不足のまま民間企業に就職して、現在、一般の日常生活に溶け込んでいる液晶ディスプレイ、LED、マイコン、パソコン、光ファイバー、インターネットなどの黎明期を経験し、それらに纏わる商品・機器の開発に携わった。これらの仕事は、人とあまり関わらず一つのことをじっくりとやるのが好きな内向的性格に合っていた。

社会保険労務士という職業を知ったのは、東京の会社を退職し四国の会社の企画室長になったことが発端となる。企画室と言っても、その業務は“なんでも屋”であり、従業員の給料計算や採用・退職に関する手続等もした。そこで社会保険労務士やコンサルタントの先生方と出会い、いろいろ教えていただいた。

その後、その経験をもとに、ハローワークを通じて年金事務所の前身の社会保険事務所の仕事も経験したが、日本年金機構への衣替えをきっかけに転職し、不織布やSAP（高吸水性樹脂）を使った商品開発を経て、社会保険労務士になった。

社会保険労務士になって、まだ3年足らず、年金相談員必須のマスター研修や紛争解決手続代理業務の特別研修などを受講するなどして、周りの方々の御厚意に甘えながら、新しい知識を得ている。

思い返せば、年齢を重ねて行くにつれ関わる対象がモノからヒトになっていった。しかし、相変わらず人との応対は得意でなく、その上、文系の能力不足のため、多くの人のお手を煩わせ申し訳なく思っている。それでも、人のお役に立てる限り、この仕事を続けて行きたい気持ちがある。今は、歳をとっても元気であれば社会との接点を保て、微力でも社会に貢献できる「社会保険労務士」という職業に満足している。

日 々 研 鑽

中予支部 菅 直 人

社会保険労務士試験に合格し、登録を済ませてから早いもので2年を経過しました。さらに、所属する税理士法人の今治出店も続き、忙しい日々を過ごしています。

業務をこなす中、日々勉強だという事を認識させられますが、業務繁忙にかまけて、中々机に座るという時間がとれず反省しています。

士業は、法律の改正は毎年ある関係上、去年適用できた制度が、今年は改正で適用できない若しくは適用条件が変わった等、日常茶飯事です。知識のブラッシュアップは必須です。幸いな事に、研修会や各種セミナー等学ぶ機会は多くありますので、本人のやる気次第ということでしょうか。研修会等の講師方々には、本当に頭が下がります。この場をお借りして御礼申し上げます。

今回の原稿作成は、初心に立ち返るいい機会として、顧問先にご迷惑をお掛けせず、また利益になる様に日々研鑽できればと思いました。

第72回国民体育大会「愛顔つなぐえひめ国体」開会式を見に行きました

中予支部 武 智 雅 子

今秋、愛媛県で64年ぶり、県単独としては初の国体が開催されました。

幸いにも一生に一回であろうこの舞台（出場するわけではありませんが）の開会式に出席できる機会を得て、平成29年9月30日、早朝から愛媛県総合運動公園陸上競技場に行ってまいりました。

この日の移動は3万人近いと聞いていましたが、交通制限が守られて送迎シャトルバスもスムーズに走ります。

開会式には天皇皇后両陛下がおいでになるということで、沿道には国旗を持ってお迎えする人々の列も見えます。バス発着場があるこどもの城までの狭い山道を、大型観光バスがすれ違う光景はかなりのスリル。ものすごい数のバスが遠足の行列よろしく規則正しく進んでいきます。四国内外から観光バスが借り出され、700台以上用意されたとか。数年前から不思議に思っていた堀之内の広い更地は、このバスたちの待機場場でもあったんですね。

会場では開会に先立ち様々なオープニングプログラムが繰り広げられていて、とくに興味深かったのは愛媛県のお祭りアイコンが揃ったことでした。新居浜の太鼓台、西条のだんじり、松山のかわいい御神輿、宇和島の牛鬼が一同に会する機会はそうそうないかと思います。太鼓台のきらびやかなこと、対してだんじりは優美で上品。松山は…まあ…かわいいんですけど。一番驚いたのは、テレビでしか知らない牛鬼がとてつもなく大きかったことです。高さ6mほどもあるそうです。



選 手 団



太鼓台と牛鬼

さて、会場が盛り上がってきたところで開会宣言とともに空からブルーインパルスが登場です。澄みきった青空に、47都道府県旗を掠めるようにシュートという軽やかな音と五つの軌跡。わあー、あれ？一瞬！？ この一瞬のために宮城県から来られたのですね。

そして待ちに待った愛媛県勢の入場、トラックを埋め尽くさんばかりの大選手団。みきゃんのミニタオルを持って手を振り観客の声援に応えます。他県の選手団もタオルやぬいぐるみを手に行進してくれたりして、みきゃんは人気者みたい。そのみきゃんはこの日も大活躍で、走りまくり、綱を引きまくり（綱引きにも参加）、踊りまくり

ていました。張り切り過ぎてその後の体調が気にかかります。というのも、開会式当日は恵まれすぎた好天、真夏のような暑さだったからです。私たち観客席にも全く日除けはなく、入場時配られた、すてきな「みきゃんの今治タオル」で皆さん頭を覆ったり、肩に掛けたり、汗を拭いたり。あまりに活用されているので、観客席がオレンジ色に染まるほど。これも運営側の計算だったのでしょうか？

選手団の笑顔と、女優帽子の甲斐なく季節外れの日焼けが思い出に残る充実した秋の日でした。

熱戦が繰り広げられた会期中の様子は、神野先生と野本先生のレポートでお楽しみください！

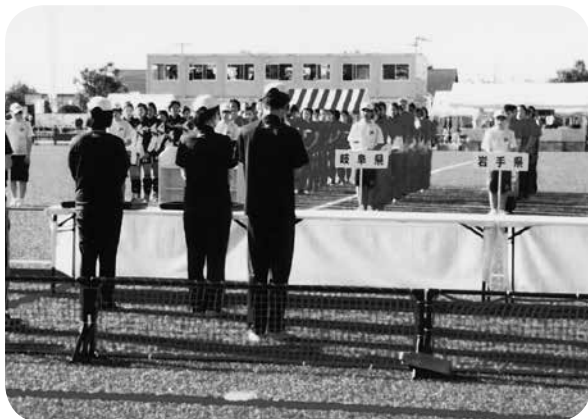


書道パフォーマンス

愛顔あふれる愛媛国体

中予支部 神 野 公 平

その1 ボランティアで参加



まずは、ホッケー競技・少年に地域の応援ボランティアとして参加しました。応援ボランティアとは、県外から来ているチームの応援団の一員として、チームを応援するというもの。私も娘の国体応援に行ったときは、保護者数名と心もとなかったのですが、地域の皆さんと一緒に頑張って応援していただき、随分温かい気持ちを頂いた経験があります。

ここはそのお返しとばかり、担当となった佐賀県の少年男子チームを張り切って応援しました。佐賀県の保護者の皆さんにもとても感謝され笑顔があふれました。

続いてスタッフボランティアとして参加しました。競技はホッケー成年・男女です。こちらは、愛媛ホッケー協会の役員の皆さんが、数年前から視察を行い、昨年は社会人大会で国体のプレ大会を開催。説明会も重ね、周到に準備を進められていました。私の業務は場内整備。5名のチームで、現場の高校生などと力を合わせて競技場内の点検や、試合中の担架の指示などに汗を流しました。日本のトップレベルの試合は迫力が有り、間近でハイレベルの試合が見れるのは、ボランティアの役得でした。愛媛の成年男女は残念ながら敗退してしまいましたが、最後まで諦めず力を出し切る姿に心を打たれました。

肝心のボランティアは大過なく淡々と終了。

最後にチーム全員で記念撮影し、ここでも笑顔があふれました。

その2 選手で参加

私自身、愛媛県選手として参加しました。とは言ってもデモ競技のパラグライダーですが。

この日は朝から快晴で、まさにフライト日和でした。国体では、指定されたランディング地点にいかにか安全で正確に降りるかを競うアキュラシーという競技で争われます。400メートルほどの山の



上から飛び立ち、河原のランディングポイントまで約10分程度のフライトをします。スキージャンプと同じようにその時々風の向きや強さの影響を受け、コースの取り方や調整など繊細なコントロールを要求されます。大会は2本のフライトの結果で競われましたが、優勝者は1本目なんと0センチ（指定ポイントにジャストミート！）2本目も15センチ（驚異的！）でした。私の成績はというと…（ご想像にお任せします。まだまだ腕を磨かなければなりません。）結果はともあれ、パラフライヤーでもある宇高県議の絶妙なナレーションで大いに盛り上がり、またパラ仲間、役場スタッフの献身的なボランティアのお陰で、参加者全員笑顔で競技を終えることが出来ました。感謝です！

その3 ギャラリーで参加



女子100メートルに親戚が出場するため、家内と二人で応援を兼ねて陸上競技の観戦をしました。ニンジニアスタジアムの正面の一番前の席から観戦。幅跳びや、短距離など迫力のある競技が目の前で繰り広げられ感動です。愛媛代表の選手が力を出し切る姿にも、思わず笑顔で大きな拍手を送っていました。

選手、ボランティア、家族、友人、大会関係者。本当に多くの人達の力を合わせて、たくさんの笑顔が…いえ、愛顔が集まった愛媛国体。様々な貴重な体験が出来ました。ありがとう！愛媛に生まれてよかった！！

ハラハラドキドキの国体観戦

南予支部 野 本 修二郎

愛媛国体・成年男子110mハードル、で、私の三男が3位となりました。たくさんの方々に応援していただきました。ありがとうございました。

この大会におけるエントリータイムは7番目でした。6月の日本選手権では、今回とほぼ同じメンバーで準決勝止まりでしたので、今度は何とか決勝に残ってほしいと思いました。本人は優勝するつもりだったようですが。



レースは、まず、予選が3組行われ、各組2位までと3位以下の全員の中からタイム順上位2人の、合計8人が決勝進出となります。予選は、13秒89で、第3組の3位。微妙なタイムでしたので、ダメかな、と思いましたが、プラス2人の2番目でぎりぎり拾われました。「今までで一

番緊張した、スタート時に腕が震えるのが見えた」とのことでした。とりあえず、皆様に、もう一回、走る姿を見てもらえるので、ほっとしました。

決勝は、端っこの第2レーン。4月の広島での大会の決勝レースにおいて、同じレーンで最後の10台目をひっかけて転倒したことを思い出します。

「開き直れた」レースは、ゴール後の「3位」との場内放送に歓声が上がり、スタンドにお辞儀をする姿に、また、ほっとしました。

小学校の運動会の続きの「追っかけ」を、もう少し、続けます。



還暦を迎えるに当たって

東予支部 津 乗 和 史



昭和33年12月生まれの私は、今年の12月に満60歳を迎えることになる。

住まいの小田原から勤務地の東京まで新幹線通勤していたサラリーマン生活を平成18年8月で終わりとし、早々と第二の人生をスタートさせることを決めた。

会社を取り巻く環境や会社の評判に左右されない“やりがいを感じられる仕事”、“これからの人生を切り開くための挑戦”として、資格を取得し自立しようと、まず取り組んだのが、行政書士試験だった。

平成19年3月に行政書士登録をし、平成19年6月に小田原で開業した。

当然、仕事の依頼は多いわけでもなく、次なる資格取得を目指して、朝から夕方まで、勉強をする毎日だった。

司法書士試験は1回であきらめ、目標を社会保険労務士に切り替え、平成21年8月の試験に臨み、平成22年8月に開業登録の運びとなった。

行政書士と社会保険労務士との両輪で小田原で頑張ろうとしていた矢先に、新居浜の母から、実家に帰ってほしいとの電話があり、しばらく悩んだ後に、平成22年12月に、新居浜に帰ることにした。実は、この年の8月に中学校のクラス会が新居浜で開催され、30年ぶりに会った同級生たちに、自営業を始めていることを明かしたことで、東京で開催された高校の同窓会で新居浜太鼓祭りの映像が流れ、祭りの写真が描かれたクリアファイルをお土産にもらっていたことが、決断に大きく影響したのだった。

こうして、平成23年1月に、神奈川県会から愛媛県会に移り、現在に至っているわけである。

愛媛県に戻った当初は、ゼロからのスタートとなり、この先どうなることかと、案じられた。

しかし、私が故郷に戻ったことをいち早く知った高校の友人から、仕事につながる連絡を受けたり、中学校の同級生の集まりに家内と二人で参加させてもらったりと、久々に会う友人に囲まれ、励まされて、大変嬉しかった。こんなことは神奈川県に居てはありえないことだったから。

また、愛媛県会に登録替えの手続きを済ませた際に、事務局の方から、「新居浜社労士会というのがあるので連絡してみたら。」との案内を受け、さっそく代表者に連絡したところ、「次回、オブザーバーで来てみて下さい。」とお誘いを受け、入会することになった。

この新居浜社労士会では、研修発表や行事の確認のほか、行政協力情報などが公開される。新参者の私にとっては絶好の機会となったのである。声をかけて下さった方々に感謝している。

こうして、相談支援事業などの行政協力を手始めに、現在では、年金相談業務を中心に、やりがいのある仕事をさせてもらっている。

昨年7月からは、行政相談委員の一人として、市民と行政との懸け橋の役割も務めさせていただけることになり、さらに“地域への貢献”を目指していきたい。

私事としては、介護関係の皆さんの力を借りながら、母の介護を続ける一方、毎年の楽しみである高校野球の観戦応援や、家内の両親との四人プチ旅行などを思い描きながら、通過点である60歳を元気に迎えたいと思っている。

戊年生まれの方からの投稿を募集します！

明けましておめでとうございます。平成30年は戊年ですね。

会員の皆様の中で、戊年生まれの方は、どれくらいいらっしゃるでしょうか？

社労士だよりの4月号のひとつの企画として、戊年生まれの方からの投稿を募集することになりました。

今年に期待すること、楽しみにしていること、今年の目標や抱負、近況など、テーマは自由ですので、戊年生まれの方からの多くのメッセージをお待ちしております。

投稿要領は、電子データ（文章800字程度のほか写真も歓迎）で、事務局メールアドレスE-mail：ehime4@ehime-sr.or.jpあて、平成30年2月末日までに添付送信して下さいますよう、お願い致します。

新 入 会 員 紹 介



【氏 名】
山 岡 英 世
【支 部】
東 予
【年齢】
41歳
【開業／勤務／その他】
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機
業務で社会保険について携わり、自分自身で少しでも知識を深めようと思ったことがきっかけで、社会保険労務士をめざしました。
- ② 自己紹介
就職後、金融や保険業務に長く携わっていました。現在は人事労務関係の業務に従事し日々勉強の毎日です。運動不足が続き、最近太り気味なので、しばらく止めていた運動を再開しなければ…と思っています。
- ③ 今後の抱負
実務を通して、日々力不足を感じていますが、知識を深め経験を積み、早く一人前の社会保険労務士になれるよう頑張ります。
- ④ 会への意見・要望
今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。



【氏 名】
清 田 陽 介
【支 部】
中 予
【開業／勤務／その他】
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機
偶然試験問題を見る機会があり、幅広い知識で人の役に立つことができるのではないかと、また労働と社会保険の分野は流動的なのでやりがいがあると思うようになりました。
- ② 自己紹介
第44回試験（平成24年）で合格し、翌年の事務指定講習を修了してから、登録まで少し間があいてしまったので、その分研鑽を積んでいこうと思っています。社寺参詣と時代劇、スポーツ全般、お笑い（ドリフ）の鑑賞などをよくします。
- ③ 今後の抱負
何をするにも、社会保険労務士法と倫理綱領の精神に基づいて、常識と責任のある行動をとっていかなければならないと考えています。
- ④ 会への意見・要望
未熟者ですがこれから勉強してまいりますので、皆様ご指導ご鞭撻の程どうぞよろしくお願いいたします。

●●●●● 社労士親睦ゴルフ ●●●●●



第 178 回 社労士親睦コンペ

平成 29 年 11 月 14 日(火) チサンカントリークラブ北条

順位	氏 名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	花山 勝	中予	86	14	72
2 位	佐伯 広政	東予	92	18	74
3 位	大本 和彰	中予	83	8	75

※ 同ネットの場合 年齢順



第 179 回 社労士親睦コンペ

平成 29 年 12 月 7 日(木) 北条カントリー倶楽部

順位	氏 名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	花山 勝	中予	90	10	80
2 位	近藤 等		96	12	84
3 位	成川 献次	中予	111	27	84

※ 同ネットの場合 年齢順

新規入会

支 部	種 別	氏 名	入会年月日
東 予	勤 務	山 岡 英 世	H29.11. 1
中 予	開 業	清 田 陽 介	H29.11.15
中 予	開 業	高 橋 誠	H30. 1. 1

愛媛県社会保険労務士会HPも
ぜひご覧ください

ホームページ

<http://www.ehime-sr.or.jp>

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お悔やみ申し上げます

中予支部会員（開業）宮田 泰氏は、平成29年10月18日に、ご逝去されました。生前の御遺徳を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

お知らせ

<平成30年度通常総会のお知らせ>

日時 平成30年6月13日(水)
場所 松山全日空ホテル

<研修会のお知らせ>

2月7日(水) 倫理研修会(受講対象者に案内済)

会員数一覧表

〈個人会員〉 平成29年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開 業	71	166	27	264
法 人 の 社 員	6	18	2	26
勤 務	12	33	5	50
そ の 他	4	21	3	28
合 計	93	238	37	368

〈法人会員数〉

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	5	10	1	16
上記の内、一人法人会員	2	3	0	5

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

お正月はどのように過ごされたでしょうか？

飲酒や食べ過ぎで疲れた胃腸をいたわり、栄養補給をされると言われる七草粥。

江戸時代の頃から、「今年も元気で過ごせるように」との願いが込められてきたそうです。

皆様が元気で過ごせる一年となりますように。

今年もよろしくお願いいたします。(M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電 話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

U R L <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横 本 恭 弘

編集人 総 務 委 員 会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社